入札説明書

本市が発注する「大津市立晴嵐小学校雨水排水管調査業務」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

１　競争入札に付する事項

⑴　委託業務名　　大津市立晴嵐小学校雨水排水管調査業務

⑵　委託場所　　大津市光が丘町

⑶　委託期間　　契約締結日から令和９年１月２９日まで

⑷　業務概要　　別添仕様書のとおり

２　競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、令和８年度大津市測量・設計等入札参加者名簿に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

⑴　入札参加申請における希望業種が「調査一般」であること。

⑵　大津市内に本店又は営業所を有する者であること。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑸　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

⑹　大津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ㋐にあっては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア　資本関係

㋐　親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

㋑　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

㋒　㋐又は㋑と同視しうる関係にあると認められる場合

イ　人的関係

㋐　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

⒜　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員

である取締役

⑹　会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

⑹　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

⑹　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合の理事

e　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずるもの

⑴　一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

⑵　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑶　⑴から⑵までと同視しうる関係にあると認められる場合

⑻　次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

３　入札参加資格の審査の申請方法

⑴　入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第４号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア　一般競争入札参加確認申請書及び誓約書

イ　入札参加資格審査結果通知返信用封筒（長形３号の封筒に返信先を記載し、１１０円切手

を貼り付けたもの）

⑵　前号アに掲げる書類の様式は、大津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和８年度大津市建設工事入札参加資格審査申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、提出書類の申請者は受任者でもって記名することとし、押印を要する書類は受任者でもって押印すること。

⑶　申請者は、第１号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。

⑷　入札参加資格の審査の申請の受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

ア　受付期間

令和８年１０月２１日（水）から同月３０日（金）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第６７号）第１条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　受付場所

大津市御陵町３番１号　大津市教育委員会事務局教育総務課（市役所別館２階）

ウ　方法

持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合にあっては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとし、令和８年１０月３０日（金）午後５時までに必着とする。

⑸　書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

⑹　提出された書類は返却しない。

４　入札参加資格の審査及び通知

⑴　入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和８年１１月２日（月）以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。

⑵　審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第２項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。

⑶　入札参加資格がないと認定された者には、第１号の通知書にその理由を付す。

なお、入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この説明を求める場合は、令和８年１１月４日（水）までに大津市教育委員会事務局　教育総務課へ、その旨を記載した書面を提出すること。

５　契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については、大津市教育委員会事務局教育総務課において閲覧することができる。

閲覧期間は、令和８年１０月２１日（水）から同月３０日（金）まで（市の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

６　入札条件

⑴　入札日時　　令和８年１１月６日（金）午後２時

⑵　場所　　大津市御陵町３番１号　大津市役所別２館　教育委員会室２

⑶　入札保証金　　大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「契約規則」という。）第５条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。

⑷　予定価格　　落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
⑸　最低制限価格　落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
⑹　契約保証金　　契約規則第２４条による。
⑺　入札回数　　３回までとする。
⑻　支払条件　　一括払とし、全ての検査合格後、適法な請求を受けた日から３０日以内とする。
⑼　落札者の決定方法

落札者は、予定価格以下最低制限価格以上で、最低の価格をもって入札した者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、くじにより決定する。

なお、落札者と決定された日から７日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第２項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、市は一切の損害賠償の責を負わない。

⑽　入札に関する注意事項

ア　見積内訳書の持参

入札時には必ず見積内訳書（委託業務名、入札者の所在地・名称又は商号名・代表者職氏名を記載）を持参のこと。見積内訳書は一式計上ではなく、数量、単価を明示し、積算内容が分かるものとすること。見積内訳書の提出がない場合は入札に参加できない。

イ　代理人による入札

入札を代理人が行う場合、代理人は、入札開始前に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状に示された代理人の使用印鑑を押印すること。

ウ　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

エ　入札書の日付

第１号の入札日を記載すること。

オ　入札説明会

実施しない。

カ　質問について

疑義等がある場合には、令和８年１０月３０日（金）までに質問書（様式はホームページに掲載のものを使用）を大津市教育委員会事務局教育総務課へ電子メールにて送信すること。

※　電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、教育総務課へ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要

送信先アドレス　otsu2401@city.otsu.lg.jp

電話番号　０７７－５２８－２６３１

質問回答日時　令和８年１１月２日（月）午前１０時　本市ホームページ上（ホーム＞

事業者向け＞入札・契約＞一般競争入札＞質問・回答）に掲載（質問がなかった場合は掲載しない）

キ　入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

⑺　契約規則第１３条に該当する入札

⑴　鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

ク　入札の辞退

入札日前日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

ケ　再度入札

開札の結果、落札者がない場合は、２回を限度として再度入札をする。

コ　その他

⑺　大津市の指名願を提出していない者については、「入札書」に押印する印鑑は実印とする。なお、実印以外の印鑑により入札、契約等を行う場合は、使用印鑑届を提出すること。

⑴　この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

７　この入札に関する問合せ先

〒５２０－８５７５　大津市御陵町３番１号　大津市教育委員会事務局教育総務課

電話　０７７－５２８－２６３１